

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

今月の年金相談

10月10日(木)

10:30～12:00

13:00～15:30

完全予約制

次回は11月14日(木)です。

役場第1・第2会議室

扶養親族等申告書の 提出について

○所得税の課税対象となる方に順次発送されています

老齢年金には、『雑所得』として所得税および復興特別所得税がかかります。

所得税の課税対象となる方が各種控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。(障害年金、遺族年金には税金はかかりません。)

○どのような人に送られているの？

「扶養親族等申告書」は、以下の①と②の両方に該当する方に送付されます。

①老齢または退職を支給事由とする年金を受けている方

②受け取っている年金額が65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上ある方

※退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合、退職共済年金の年金額が80万円以上ある方

○提出しないとどうなるの？

年金にかかる所得税額および復興特別所得税額の計算は、課税対象となる方が提出された「扶養親族等申告書」をもとに行われています。

「扶養親族等申告書」を提出されない場合は、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。

昨年から変更がない・扶養親族がない・期限を過ぎてしまった、という方も必ずご提出ください。

○いつ発送されるの？

対象となる方へ9月中旬より順次発送されています。

○「扶養親族等申告書」が届いたらどうすればいいの？

「扶養親族等申告書」に書き方を説明した手引きが同封されますので、よく読みご記入ください。書き方が不明な場合、役場・落部支所・熊石総合支所・相沼泊川出張所でもご案内しています。



● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課)	☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。	
	・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		
役場窓口	住民生活課社会係(窓口5番)	☎0137-62-2112(内線245)	
	熊石総合支所住民サービス課	☎01398-2-3111	

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。